

町有土地・建物売却事業 一般競争入札説明書

(土地・建物売却のご案内)

申込受付期間：2025年7月24日（木）～2025年8月7日（木）
（土、日、祝日を除く）

申込受付時間：午前8時30分～午後5時00分

入札日時：2025年8月8日（金）10時

入札場所：真鶴町役場 3階 議会傍聴席

真鶴町役場財務課

目

次

売却物件	1
売却の流れ	2
売却の案内・注意事項等	3
入札参加申込書	8
誓約書	10
入札書	12
委任状	13
入札保証金返還請求書	14
入札保証金申出書	15
契約保証金に係る約定書	16
土地等売買仮契約書	17
物件調書	21
位置図	23

問い合わせ

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1
真鶴町役場 財務課 資産経営係 電話0465-68-1131 内線6360

売 却 物 件

土 地

所在地（真鶴町地内）	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	458.00㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番30	7.73㎡

建 物

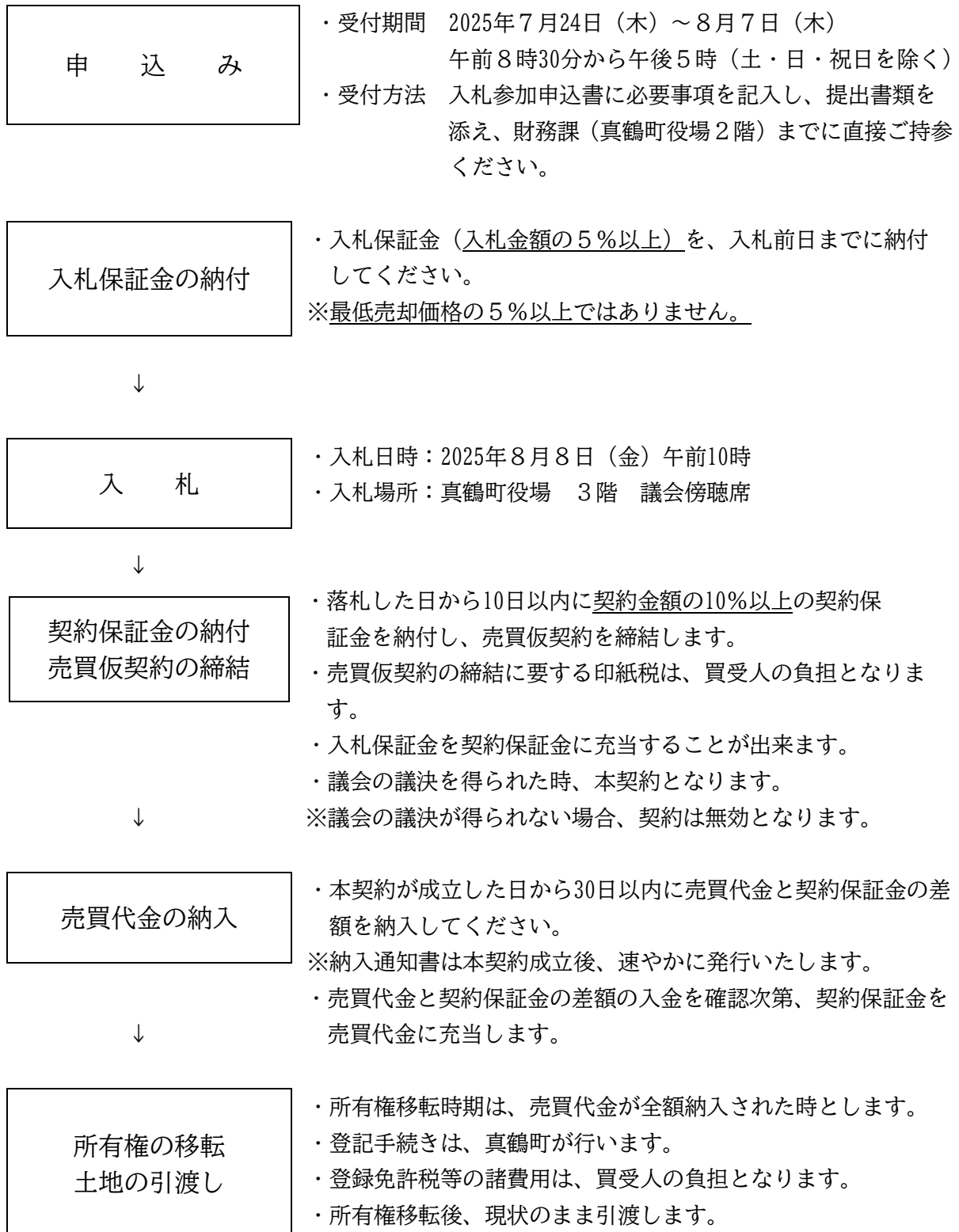
所在地（真鶴町地内）	種類	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	居宅	82.17㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番17	物置	9.93㎡

最低売却価格

14,250,000円

- ※ 最低売却価格の比率は、土地価格 100.00%、建物価格 0.00%であるため、建物にかかる消費税及び地方消費税相当額は、落札金額に加算されません。
- ※ 最低売却価格以上の最高価格で入札した方が落札者となります。
- ※ 物件の詳しい説明は、物件調書（21ページ）をご覧ください。なお、物件調書は購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- ※ 本入札は、予告なく中止または内容変更をする場合があります。

売 却 の 流 れ



売却の案内・注意事項等

1 物件

売却物件（1 ページ）のとおりです。

物件の詳しい説明は、物件調書（21ページ以降）をご覧ください。

2 申込資格

次のいずれかに該当する者は、申し込みできません。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（破産者、契約事故者等）
- （2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員
- （4）（2）及び（3）に掲げる者から委託を受けた者及び（2）及び（3）に掲げる者の関係団体
- （5）町税その他公課金を滞納している者

※申込資格の確認を行うため真鶴町が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、ご了承ください。（申込者が法人の場合は、役員等を含みます）

3 申込み

（1）受付期間

2025年7月24日（木）～2025年8月7日（木）までの午前8時30分から午後5時まで

※土・日・祝日を除きます。

（2）受付場所

真鶴町役場財務課（真鶴町役場2階）

（3）提出書類

- ① 入札参加申込書（8 ページ）【共通】
- ② 誓約書（10ページ）【共通】
- ③ 身分証明書の写し（顔写真入り）【個人のみ】
- ④ 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【個人のみ】
- ⑤ 法人登記簿謄本【法人のみ】
- ⑥ 印鑑登録証明書【共通】

申込者が登録している印鑑証明書、発行日から3箇月以内のものを提出してください。

連名で申し込む場合は、連名者全員の書類が必要です。

⑦ 納税証明書（納税額等証明又は未納税額がない証明のどちらか）【共通】

提出していただく納税証明書の種類は、次のとおりです。

- （ア）消費税及び地方消費税納税証明書の直近1年分。（所在地のある税務署で発行）
- （イ）事業税納税証明書の直近1年分。（所在地のある県税事務所で発行）
- （ウ）市町村税（市町村県民税、固定資産税）に係る納税証明書の直近1年分。（所在地の

ある市町村役所で発行)

※ 発行日から3箇月以内のもの。連名で申し込む場合は、連名者全員の書類が必要です。

(4) 提出方法

申請書類に必要事項を記入し、押印のうえ直接ご持参ください。電話、ファクシミリ、郵送、電子メール等による申込みは受け付けません。

4 入札保証金

- (1) 入札前日(2025年8月7日)までに入札金額の5%以上の入札保証金(1円未満切り上げ)を納付してください。
- (2) 入札保証金の額は、最低売却価格の5%以上ではありません。
- (3) 入札保証金の納付方法は口座振込みとなります。振込口座の案内は、申込受付時にお知らせいたします。なお、振込手数料は、申込者の負担となります。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金(契約金額の10%以上)に充当することができます。なお、落札者が町の定めた期日までに契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は町に帰属し、返還はいたしません。
- (5) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、所定の手続きを行った後に返還します。(入札日から約2週間後に指定された口座に振り込みます。)
- (6) 入札保証金に利息は付きません。

5 一般競争入札の方法

(1) 入札日時

2025年8月8日(金)10時

(2) 入札場所

真鶴町役場 3階 議会傍聴席

(3) 当日の流れ

- ① 入札開始時間の5分前までに受付を済ませてください。
- ② 入札時間になりましたら、係員の指示に従い、真鶴町の定めた入札書(12ページ)により入札してください。
- ③ 入札後、直ちに開札を行い、落札者を決定します。
※最高額入札者が複数者いた場合、最高額入札者のみでくじ引きを行い、落札者を決定します。
- ④ 開札終了後、落札者に契約手続き等を説明いたします。

(4) 入札時に必要な資料

① 入札書(12ページ)

- ア 入札者の住所・氏名を記入し、印鑑(実印)を押してください。代理人が入札するときは、代理人(受任者)の住所・氏名を記入し、印鑑を押してください。
- イ 入札金額は、入札書に右詰めで物件の価額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ウ 入札書は封筒に入れて封かん(封の糊付け)して、封筒の継ぎ目に封印(押印)して

ください。また、封筒に入札者の名称を記載してください。

② 委任状（13ページ）

法人の代表権のない方や、個人の方でやむを得ず代理人が入札する場合に必要となります。

③ 入札保証金の振込済みが確認できる書類（振込受付書等の写し）

④ 入札保証金返還請求書（14ページ）

⑤ 身分を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

（5）入札の無効

次の各号に該当する入札は無効となります。

① 入札を行う資格のない者がした入札

② 入札保証金を納付していない者の入札

③ 入札書の記載事項が明らかなでないもの、又は入札書に記名若しくは押印のないもの

④ 同一物件に対し、同時に2通以上の入札をしたもの

⑤ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

⑥ 不正な行為により入札したもの

⑦ 前各号に定めるもののほか、この説明書の定めに違反したもの

6 契約保証金の納付・売買仮契約の締結

（1）入札日から10日以内に売買金額の10%以上の契約保証金を納付し、売買仮契約を締結していただきます。

（2）指定期日までに契約保証金の納付及び売買仮契約の締結をしない場合は、買受人の資格を取り消します。

（3）契約者の名義は、申込者と同一になります。連名で申し込んだ場合は、持ち分割合を決めていただきます。

（4）売買仮契約の締結に要する印紙税は、買受人の負担となります。

（5）契約保証金の振込手数料は、買受人の負担となります。

7 本契約

（1）売買仮契約は真鶴町議会の議決を得られたとき、本契約として成立します。

（2）真鶴町議会の議決が得られない場合、本仮契約は無効となります。また、本仮契約が無効になったことに関して、甲は一切の責任を負いません。

（3）真鶴町議会の議決が得られない場合、契約保証金は返還します。

8 売買代金の納入

（1）売買代金と契約保証金の差額を本契約として成立した日から30日以内に納入していただきます。

（2）契約保証金は、（1）の納入を確認後、売買代金の一部に充当します。

（3）売買代金の振込手数料は、買受人の負担となります。

9 所有権の移転・登記手続き

- (1) 所有権移転の時期は、売買代金が全額納入された時とし、所有権移転登記手続きは、真鶴町が行います。
- (2) 登記名義人は、買受人（契約者）となります。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。

10 契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ① 買受人は、売買物件引き渡しの日から5年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ② 買受人は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。
- ③ 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、①に定める義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(2) 空家対策のモデルケースとしての活用

- ① 町で推進している空家対策のモデルケースとして、既存建屋（母屋）を完全に解体せず、可能な限り保存し、利活用を図ること。ただし、別棟についてはこの限りではない。
- ② 既存建屋（母屋）の改修を行う場合においては、改修の途中段階・完了時に住民向けに内覧会を開催し、空家対策の推進において広く地域住民の理解や共感を醸成させること。
- ③ 改修にあたって必要な場合は、真鶴町景観計画に基づき届出を行い、岩地区の良好な景観を維持すること。特に、屋根の基準、色彩基準（ガイドライン）に合致した計画とすること。

(3) 実地調査

上記（1）と（2）について、町が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し買受人は協力しなければならない。

11 その他の注意事項

- (1) 建物建築や開発行為をする際は、都市計画法、建築基準法等の関係法令及び県・町の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関にご確認ください。
- (2) 売買土地は現状のまま引渡しをするので、必ず事前に現地をご確認ください。
- (3) 売買契約書の定めに違反したときは、真鶴町は、いつでも契約を解除することが出来るものとします。※契約内容の詳細は、土地売買仮契約書（17～20ページ）をご覧ください。
- (4) 契約保証金には、利息はつきません。
- (5) 所有権移転登記完了後における売買土地の公租公課その他一切の賦課金は、買受人の負担となります。

(6) 第三者から買受人の問い合わせがあった場合は、公表いたしますのでご了承ください。

なお、買受人が個人の場合、所有権移転登記が完了するまでは公表いたしません。

(7) 売却決定後、買受人に次の事項を確認するので、予め決めておいてください。

ア 契約保証金の金額

イ 契約保証金の売買代金への充当の有無

ウ 連名で申し込んだ場合は、売買土地の持分割合

入札参加申込書

年 月 日

真鶴町長 小林 伸行 様

住 所

申 込 者 氏 名 印

(法 人 名)

(代表者名)

生年月日 T・S・H 年 月 日

※法人の場合は不要

電話番号

次の土地・建物の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

物件の表示

土 地

所在地（真鶴町地内）	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	458.00㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番30	7.73㎡

建 物

所在地（真鶴町地内）	種類	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	居宅	82.17㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番17	物置	9.93㎡

【記入上の注意事項】

- 1 連名で申込む場合は、全員の住所、氏名及び電話番号をご記入のうえ、それぞれの方の印鑑を押印してください。
- 2 法人名で申込む場合は、代表者名もご記入ください。
- 3 提出書類

個人の場合 印鑑証明書、身分証明書、住民票、納税証明書

法人の場合 印鑑証明書、法人登記簿謄本、役員名簿、納税証明書

共 有 者 名 簿

住 所 (所 在 地)	(〒 —)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 —)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 —)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)
住 所 (所 在 地)	(〒 —)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印
	(電話 — —)

※共有名義での申込みの場合に添付してください。

※全員分の必要書類を添付してください。

誓 約 書

年 月 日

真鶴町長 小 林 伸 行 様

住 所
申 込 者 フリガナ 氏 名 印
(法 人 名)
(代表者名)
※生年月日 T・S・H 年 月 日
※法人の場合は不要
電話番号

次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して真鶴町が行う一切の措置について異議の申し立てをいたしません。

また、真鶴町が誓約事項の確認のために警察等関係機関に対し照会することを承諾いたします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員でないこと。
- 4 2及び3に掲げる者から委託を受けた者及び2及び3に掲げる者の関係団体でないこと。
- 5 町税等の滞納がないこと。

※共有名義での申込みの場合は、別々に提出してください。

【法人による申込みの場合に提出】

役 員 名 簿

所 在 地	(〒 ー)
名 称 等 及び 代表者名	印

役職名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	

※ 登録印を押印してください。

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※ 申込資格の確認するため、真鶴町が神奈川県警察本部等に対して当該名簿に記載された情報を照会することについて、ご了承ください。

入 札 書

年 月 日

真鶴町長 小林 伸行 殿

入札者 住 所

氏 名

印

(名 称 及 び)
代表者氏名

(代理人の場合)

氏 名

印

次の通り入札説明書各条項承諾のうえ入札します。

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

1 事 業 名 町有土地・建物売却事業

2 売却所在地 真鶴町岩字竹ノ内455番17 外1筆

委任状

年 月 日

真鶴町長 小林 伸行 様

委任者 住所
氏名
電話番号 印

私は、次の土地・建物の買受に対し、次の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

土地

所在地（真鶴町地内）	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	458.00㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番30	7.73㎡

建物

所在地（真鶴町地内）	種類	面積（公簿）
真鶴町岩字竹ノ内455番17	居宅	82.17㎡
真鶴町岩字竹ノ内455番17	物置	9.93㎡

受任者 住所
氏名
電話番号 印

【記入上の注意事項】

- 1 委任者の印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

入札保証金返還請求書

年 月 日

真鶴町長 小林 伸行 様

請 求 者 住 所
氏 名 印
電話番号

2025年8月8日執行の町有土地・建物売却事業に係る一般競争入札の入札保証金の返還を請求いたします。

入札保証金 円 円

振込先

金融機関名・支店名											
預金種別 口座番号	普通 当座 その他										
フリガナ 口座名義人											

【記入上の注意事項】

- 1 印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。
- 2 口座番号は左詰めで記入してください。

入札保証金申出書

年 月 日に納入した入札保証金について、契約保証金の一部に充当してください。

年 月 日

真鶴町長 小 林 伸 行 様

住 所

氏 名

印

【記入上の注意事項】

- 1 印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

契約保証金に係る約定書

事業名：町有土地・建物売却事業
所在地：真鶴町岩字竹ノ内455番17 外1筆

契約保証金 円

上記金額を買い受けに係る契約保証金として納付し届け出ます。
契約を締結しないときには、契約保証金を没収されても異議ありません。
上記につき約定します。

真鶴町長 小林 伸 行 様

住 所

氏 名

印

【記入上の注意事項】

- 1 印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。
- 2 共有の場合は代表者が提出者となります。

土 地 等 売 買 仮 契 約 書

真鶴町を甲とし、.....を乙として、次のとおり土地等売買契約を締結する。

この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議決（以下「議決」という。）を得られたとき、本契約として成立するものとする。ただし、議決が得られない場合、本仮契約は無効とする。また、本仮契約が無効になったことに関して、甲は一切の責任を負わないものとする。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地及び建物（以下「本物件」という。）を乙に売り渡すものとする。

土地

所 在 地				地 目	地 積
町	大 字	字	地 番		
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	原 野	458.00㎡
真鶴町	岩	竹ノ内	455番30	宅 地	7.73㎡

建物

所 在 地				建築年	構 造	種 類	床面積
町	大 字	字	地 番				
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	不明	木 造	居 宅	82.17㎡
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	1930年	木 造	物 置	9.93㎡

（面積等）

第2条 本物件の面積等は、公簿によるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、.....円とする。

2 売買代金の比率は、土地価格100.00%、建物価格0.00%であるため、建物にかかる消費税及び地方消費税相当額は、落札金額に加算されません。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として＜売買代金の100分の10以上の額＞円を、この契約締結の際に納入するものとする。

2 本物件の売却につき、議決を得られたとき、次条第2項の規定に従い、前項の契約保証金を、

前条に定める売買代金の一部に充当するものとする。

3 甲は、本物件の売却につき、議会の議決が得られず、本件契約が無効になったときは、乙に対して、第1項の契約保証金を返還するものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させるものとする。

(売買代金の納入)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち前条の契約保証金の差額を、甲の発行する納入通知書により、本契約成立後30日以内に真鶴町指定金融機関等に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条の契約保証金を第3条の売買代金に充当するものとする。

(所有権移転時期)

第6条 本物件の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した時とする。

(登記の嘱託)

第7条 乙は、前条の規定により本物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとする。

(本物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条の規定により本物件の所有権が移転したときに、本物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

(公租公課の負担責任)

第9条 所有権移転登記完了後における売買土地の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(危険負担等)

第10条 本契約成立の時から第6条に規定する所有権移転の時までに、本物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときであっても、乙は、その滅失又は毀損を理由として、甲に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、乙は売買代金の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後本物件に地積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第12条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために

利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、本物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1項に定める義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(空家対策のモデルケースとしての活用)

第13条 乙は、本物件を町で推進している空家対策のモデルケースとして、既存建屋(母屋)を完全に解体せず、可能な限り保存し、利活用を図ること。ただし、別棟についてはこの限りではない。

2 乙は、既存建屋(母屋)の改修を行う場合においては、改修の途中段階及び完了時に住民向けに内覧会を開催し、空家対策の推進において広く地域住民の理解や共感を醸成させること。

3 乙は、改修にあたって必要な場合は、真鶴町景観計画に基づき届出を行い、岩地区の良好な景観を維持すること。特に、屋根の基準、色彩基準(ガイドライン)に合致した計画とすること。

(実地調査)

第14条 甲は、前条に定める内容に関し、必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し乙は協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、乙は、甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第16条 甲は前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定した期日までに本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、本物件が滅失又は損傷しているときは、乙は、甲に

対し、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を返還するときは、甲の指定する期日までに本物件の所有権移転登記の申請に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この契約書の作成及び所有権移転登記手続に要する印紙類等の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とするものとする。

(疑義等の解決)

第20条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、この契約履行にあたり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1
真鶴町長 小林 伸行

乙

物件調書

土 地

所 在 地				地 目	地 積
町	大 字	字	地 番		
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	原 野	458.00㎡
真鶴町	岩	竹ノ内	455番30	宅 地	7.73㎡

建 物

所 在 地				建築年	構 造	種 類	床面積
町	大 字	地 番	地 番				
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	不明	木 造	居 宅	82.17㎡
真鶴町	岩	竹ノ内	455番17	1930年	木 造	物 置	9.93㎡

その他

- 最低売却価格：14,250,000円
- 用 途 地 域 等：都市計画区域内非線引き
- 第1種住居地域
- 建 ぺ い 率：60%
- 容 積 率：200%
- 行 政 的 条 件：まちづくり条例土地利用規制基準
普通住宅地区（甲）
高さ制限最高 12m
敷地面積最低 120㎡
- 施 設：町営水道、プロパンガス
- 土 地 形 状：平坦地
- 土砂災害警戒区域指定：指定なし
- 浸水想定区域区分：津波災害警戒区域
- 道 路：幅員6mの町道1号及び幅員5mの町道326号線に接している
- 交 通：真鶴駅から徒歩15分

● 公共施設までの直線距離：

小学校500m、消防分署200m、町役場400m、
国保診療所450m、情報センター650m、郵便局600m、
交番800m、中学校950m

【特記事項】

- ※ 売買物件は、現状引渡しとし、変更等の経費は落札者の負担とします。
- ※ 各種供給処理施設（ガス・上下水道等）の利用にあたっては各事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、落札者の負担において行っていただきます。
- ※ 売買物件の土地・建物の利用に際し、隣接土地所有者、地域住民等との調整が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。
- ※ 建物内の上水道管については、漏水をしているため、利用にあたっては適切な工事等を落札者の負担において実施してください。

